

介護保険の基本報酬(2024年4月1日以降)

①地域単価

地域	茅ヶ崎市(5級地)
地域単価	10.45円

②基本料金(日額)

7h以上8h未満

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要介護1	753	787円	1,574円	2,361円	
要介護2	890	930円	1,860円	2,790円	
要介護3	1,032	1,079円	2,157円	3,236円	
要介護4	1,172	1,225円	2,450円	3,675円	
要介護5	1,312	1,371円	2,742円	4,113円	

6h以上7h未満

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要介護1	678	709円	1,417円	2,126円	
要介護2	801	837円	1,674円	2,511円	
要介護3	925	967円	1,934円	2,900円	
要介護4	1,049	1,097円	2,193円	3,289円	
要介護5	1,172	1,225円	2,450円	3,675円	

5h以上6h未満

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要介護1	657	687円	1,373円	2,060円	
要介護2	776	811円	1,622円	2,433円	
要介護3	896	937円	1,873円	2,809円	
要介護4	1,013	1,059円	2,117円	3,176円	
要介護5	1,134	1,185円	2,370円	3,555円	

4h以上5h未満

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要介護1	436	456円	912円	1,367円	
要介護2	501	524円	1,047円	1,571円	
要介護3	566	592円	1,183円	1,775円	
要介護4	629	658円	1,315円	1,972円	
要介護5	695	727円	1,453円	2,179円	

3h以上4h未満

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要介護1	416	435円	870円	1,305円	
要介護2	478	500円	999円	1,499円	
要介護3	540	565円	1,129円	1,693円	
要介護4	600	627円	1,254円	1,881円	
要介護5	663	693円	1,386円	2,079円	

2h以上3h未満

心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者に、2h以上3h未満のサービス提供を行った場合は、4h以上5h未満の単位数×70%の単位数を算定します。

※ 上記料金は、厚生労働省の報酬告示(2024年4月施行)に基づき定められた料金です。改正になった場合には当該改正に従い変更させていただきます。

※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。

【自己負担額算出方法】

地域単価×単位数＝①円(利用料金(10割)。1円未満切捨て。)

①×保険給付(9割、8割又は7割)＝②円(1円未満切捨て。)

①－②＝③円(③が各々の負担割合に応じた自己負担額)

(以下余白)

介護保険の加算報酬(2024年4月1日以降)

①地域単価

地域	茅ヶ崎市(5級地)
地域単価	10.45円

②各種加算

加算の名称	単位数	自己負担			備考
		(1割)	(2割)	(3割)	
入浴介助加算(I)	40	42 円	84 円	126 円	
生活機能向上連携加算(II)	200	209 円	418 円	627 円	1月単位
個別機能訓練加算(I)イ	56	59 円	117 円	176 円	
個別機能訓練加算(I)ロ	76	80 円	159 円	239 円	
若年性認知症利用者受入加算	60	63 円	126 円	189 円	
口腔機能向上加算(I)	150	157 円	314 円	471 円	月2回まで
送迎減算	-47	-50 円	-99 円	-148 円	
サービス提供体制強化加算(III)	6	7 円	13 円	19 円	
介護職員処遇改善加算(I)	1か月に利用したサービスの総単位数に対して加算(5.9%)				
介護職員等特定処遇改善加算(II)	1か月に利用したサービスの総単位数に対して加算(1.0%)				
介護職員等ベースアップ等支援加算	1か月に利用したサービスの総単位数に対して加算(1.1%)				

※ 上記料金は、厚生労働省の報酬告示(2024年4月施行)に基づき定められた料金です。改正になった場合には当該改正に従い変更させていただきます。

※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。

【自己負担額算出方法】

地域単価×単位数＝①円(利用料金(10割)。1円未満切捨て。)

①×保険給付(9割、8割又は7割)＝②円(1円未満切捨て。)

①－②＝③円(③が各々の負担割合に応じた自己負担額)

(以下余白)

介護保険の各種加算の説明(2024年4月1日以降)

加算の名称	加算の説明
入浴介助加算(I)	次のいずれも満たす場合に算定する加算です。 ○入浴介助を行った場合 ○入浴介助に関する研修を行った場合
生活機能向上連携加算(II)	訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、事業所を訪問し、事業所の機能訓練指導員等が共同して身体状況等の評価及び個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練を提供した場合。
個別機能訓練加算(I)イ	専従の機能訓練指導員として従事する理学療法士等を1名以上配置したうえで、機能訓練指導員等が作成した個別機能訓練計画に基づいて理学療法士等が機能訓練を適切に提供していること。当該計画は3か月に1回以上、利用者の居宅に訪問し必要に応じて見直しを行う。
個別機能訓練加算(I)ロ	個別機能訓練加算(I)イの理学療法士等の配置に加え、理学療法士等を配置し、機能訓練指導員等が作成した個別機能訓練計画に基づいて理学療法士等が機能訓練を適切に提供していること。当該計画は3か月に1回以上、利用者の居宅に訪問し必要に応じて見直しを行う。
若年性認知症利用者受入加算	65歳の誕生日の前々日までの利用者に対し、個別の担当者を定めて、その者を中心にサービス提供を行った場合。
口腔機能向上加算(I)	看護職員等を1名以上配置して、利用者ごとの口腔機能改善管理計画を作成し、当該計画に従い看護職員等が口腔機能向上サービスを行った場合(2回/月まで)
送迎減算	事業所の送迎を利用しない場合(片道)
サービス提供体制強化加算(III)	事業所において、前年度における、介護福祉士の占める割合が40%以上、又は勤続7年以上の直接提供職員の占める割合が30%以上である場合。
介護職員処遇改善加算(I)	介護職員の処遇改善のための加算
介護職員等特定処遇改善加算(II)	現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たし、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、職員の更なる処遇改善のための加算
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員等のベースアップ等を図り、介護職員等の更なる処遇改善を図るための加算。

保険の対象とはならない費用一覧(2024年4月1日以降)

名称	内容	備考
食費	昼食600円 (食材・調理費を含む。)	
キャンセル料	利用日当日の朝8時30分までに右記の連絡先に連絡がない場合、600円(食事代)を徴収します。	0467-55-1680
日常生活費	実費	
通常の事業の実施地域以外の利用者の交通費	通常の事業の実施地域を超えた地点から、1kmあたり30円を徴収する。	

(以下余白)